○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同八〇）　七七
○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（同八一）
○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同八二）
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（同八三）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同八四）　七八
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同八五）
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同八六）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（想定単価）の告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一一）
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　七八二

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の廃止に関する件（**文部科学**七一）　七八三
○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（**厚生労働**一六三）
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六四）　七九〇
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六五）　七九三
○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一六六）
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一六七）　七九五
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一六八）　七九七
○職業能力開発基本計画（同一六九）
○青少年雇用対策基本方針（同一七〇）　八〇四
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（同一七一）　八一〇
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**二）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（同三）　八一〇
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（**農林水産**四七二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**四二）　八一三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（同四三）　八一二
○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件（**国土交通**四四四、四四五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四四六～四四九、四五一、四五二）　八一三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四五〇）
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同四五三）　八一四
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同四五四）　八一六
○青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五五）
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（同四五六）　八一七
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同四五七、四五八）　八一九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件（**防衛**八八）　八二一

○飛行場の所在地等の変更に係る告示について（同八九～九四）　八二一
○道路に関する件（**東北地方整備局**六〇～七三）　八四九
○千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**関東地方整備局**一四〇）　八五一
○海岸に関する件（同一四一）
○道路に関する件（同一四二～一四六）　八五三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二～二〇）
○新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同二一）　八五四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中部地方整備局**三七）　八五五
○道路に関する件（同三八）
○都市計画に関する件（同三九～四二）　八五五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四九～五六）　八五六
○都市計画に関する件（同五七～六四）　八五七
○道路に関する件（**中国地方整備局**三七）　八五八
○千代川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三八）
○江の川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三九）
○芦田川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同四〇）
○道路に関する件（同四一～五六）
○道路に関する件（**四国地方整備局**二四～三二）　八六〇

（以下次のページへ続く）